

農業公社からのお知らせ

田植え体験事業に チャレンジしてみませんか！

下野市農業公社では、恒例になりました田植え体験事業を今年も生産者と消費者の交流事業の一つとして実施します。

昨年の田植えでは、「今年で参加するのは4回目なんだよ」と嬉しそうに話す家族がいたり、初めて参加した家族からも「田植えの後のおにぎりとかんぴょう汁がとってもおいしく楽しかったです」との声をいただきました。

- ・日 時 平成29年5月20日(土) 午前10時～
- ・場 所 下野市市民農園クラブハウス東水田圃場
- ・申込み 5月15日までに下野市農業公社へ
☎32-8951
- ・参加料 1組1,000円(稲刈り体験事業込み)



農地の売買は下野市農業公社 の窓口へご相談ください

栃木県農業振興公社では、農地中間管理機構が行う特例事業の一つとして、農業の担い手支援事業の一環となる農地売買等支援事業を行っています。

この事業は、効率的な農業生産が可能となるよう、規模縮小や離農しようとする農家から農用地を買い入れ、規模拡大しようとする農家の皆さんへの売渡しを行っています。

《こんな時には関係機関と連携して公社が取り組みます》

- ・農地を買いたいが資金がすぐには調達できない。
- ・契約書作成や登記、金銭の授受等の手続きが複雑で面倒である。
- ・複数の所有者がいて調整が難しい。
- ・面積が大きくて一人では買い入れできない。
- ・住居が遠く耕作も管理もできない。
- ・集落内の総合的な土地利用調整をしたい。
- ・相対の売買では心理的に抵抗がある。

※原則として農用地区域の農地が対象になります。

また、農地の状況によって該当にならない場合もあります。

問合せ先

下野市農業公社
電話 0285-32-8951

農耕作業用自動車には、緑色ナンバーが必要です

トラクターやコンバイン等の、乗用農耕作業用自動車の所有者は、地方税法第447条及び下野市市税条例第87条第1項に基づく軽自動車税の申告が必要であり、交付される緑色ナンバーを取り付けなければなりません。

また、所有者(4月1日現在)の方は、一台につき年額2,400円の軽自動車税の納付をしていただくようになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

*お問い合わせ先 下野市税務課資産税グループ TEL0285-32-8892



平成29年度 農業委員会 総会日程

許可申請等受付はお早めをお願いします

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。

その他総会の承認を得ないと交付できない証明もありますので、注意してください。日程については、下記の表を参考にしてお早めに農業委員・農業委員会事務局までご相談願います。

年 月	受付締切日	総 会	年 月	受付締切日	総 会
平成29年4月	10日(月)	25日(火)	平成29年10月	10日(火)	25日(水)
5月	10日(水)	25日(木)	11月	10日(金)	24日(金)
6月	12日(月)	26日(月)	12月	11日(月)	25日(月)
7月	10日(月)	25日(火)	平成30年1月	10日(水)	25日(木)
8月	10日(木)	25日(金)	2月	12日(月)	26日(月)
9月	11日(月)	25日(月)	3月	12日(月)	26日(月)

☆市街化区域内の農地転用届出は随時受付しております。